

高齢者在宅福祉サービス

4月1日から、宅配給食サービスの利用者負担額が1食300円になりました。この他、在宅で自立した生活が送れるように各種福祉サービスを有効的にご利用ください。 ▶問合せ 長寿介護課 長寿企画係（内線147）

サービス名	対象者	サービスの内容	利用者負担	備考
福祉電話貸与	おおむね65歳以上で市民税非課税の一人暮らしの人で、電話を有しない人 詳しくは長寿介護課へお尋ねください。	電話を貸与し、緊急通報装置を取り付けます。	通話料	
緊急通報装置設置	電話のある人で、次のいずれかに該当する人 ①おおむね65歳以上の一人暮らしの人 ②おおむね65歳以上の人で、同居者が障がい者である等、緊急時の対応が困難な人しかいない人 ③身体障がい者のみの世帯の人 ④③に準ずる世帯に属する身体障がい者の人	ボタンを押すだけで、緊急時の連絡調整ができる装置を電話に取り付けます。	なし	申請には本人の同意書が必要です。
日常生活用具給付	おおむね65歳以上の一人暮らしの人（火災警報器と自動消火器はねたきりの人も対象）	火災警報器、自動消火器、電磁調理器を給付します。	生計中心者が所得税課税の場合は、一部または全部を負担	
寝具洗濯・乾燥サービス	次のいずれかに該当する人 ①おおむね65歳以上の介護保険の要介護4～5の人 ②おおむね65歳以上の一人暮らしの人 ③身体障害者手帳（1・2級）または療育手帳（A判定）の所持者	年4回（5月、8月、11月、2月）敷布団、掛布団および毛布各1枚の洗濯・乾燥を行います。	なし	
友愛訪問	おおむね65歳以上のねたきりの人または一人暮らしの人	友愛訪問員が週1回程度家庭を訪問し、相談に乗ったり、話し相手になったりします。	なし	
宅配給食サービス	次のいずれかに該当する調理困難な人で扶養義務者等から食事の提供が受けられない人 ①おおむね65歳以上の一人暮らしの人 ②おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯の人	必要と認められる場合は、週7回まで昼食または夕食（通常食・おかゆ食・きざみ食・糖尿病等の治療食）を届けます。	1食あたり300円	心身の状態等の調査（アセスメント）を受ける必要があります。
紙おむつ支給	日常生活上紙おむつ等を必要としている次のいずれかに該当する人 ①介護保険の要介護4～5の人 ②おおむね65歳以上の人で民生委員が①に準ずると認めた人	希望の紙おむつ等（7種のうち1種を選択）を毎月支給します。	なし	社会福祉協議会と共同で支給します。
シルバー優待カード交付	満65歳以上の人	名古屋港ポートビル、南極観測船ふじ、八橋史跡保存館へは無料で、また名古屋港水族館へは半額で入館できます。	名古屋港水族館への入館のみ半額分（1,000円）負担	申請には顔写真と身分証明書が必要です。
住宅改善費補助金交付	介護保険の住宅改修費の給付を受けられる人 	介護保険の住宅改修費の給付対象となる工事で、工事費が20万円を超える場合に10万円（市民税非課税世帯等は15万円）を限度に補助金を交付します。	なし	事前申請が必要です。
老人性白内障特殊眼鏡等購入費助成	65歳以上の人で白内障の手術後に眼内レンズの挿入手術を受けず特殊眼鏡等を購入した人	購入額の1/2を助成します。 [限度額] 眼鏡（1個） 30,000円 コンタクト（1眼） 20,000円	特殊眼鏡等と助成額との差額	医師の意見書が必要です。

サービス名	対 象 者	サービスの内容	利用者負担	備 考
外出支援サービス	おおむね65歳以上で介護保険の要介護3～5の人で、一般の交通機関(タクシーを含みます。)を利用することが困難な人 	リフト付タクシー等を利用した場合に、1回につき3,000円(障害者手帳所持者は2,700円)を限度に助成します。一年度内に36回を限度に利用できます。	タクシー料金と助成額との差額	障害者福祉タクシー基本料金助成利用券と同時に利用することはできません。
家族介護慰労金支給	介護保険の要介護4～5で1年間介護保険サービス(1週間以内のショートステイを除きます。)を受けなかった人を介護している市民税非課税世帯の同居の家族の人。他にも条件がありますので詳しくは長寿介護課へお尋ねください。	年額100,000円を支給します。		申請には介護保険の被保険者証、預金通帳および印鑑が必要です。
徘徊高齢者位置情報サービス	在宅で徘徊のある65歳以上の人(介護保険の要介護または要支援認定を受けた40歳以上65歳未満の人を含みます。)を介護している人	位置情報端末を貸与します。高齢者に携行させ、行方不明の際にサービス事業者と連絡すると現在地が確認できます。	位置情報料並びに現場での捜索や連れ戻し等に要する費用	申請手続きについては事前に長寿介護課へお尋ねください。
軽度生活援助	次のいずれかに該当する日常生活上の援助を必要としている人で、介護保険の要支援認定または要介護認定を受けていない人 ①おおむね65歳以上の一人暮らしの人 ②おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯の人	外出の付き添い、生活必需品の買い物、調理、衣類等の洗濯・補修、家屋内の清掃・整理整頓、関係機関との連絡、その他必要な家事。1回につき2時間以内かつ1週間に2回まで利用できます。	1時間あたり100円	6か月ごとに更新が必要です。 
成年後見制度利用支援	介護保険サービスの利用や財産管理等を行うのに判断能力が十分でない65歳以上の人で、配偶者および二親等内の親族による法定後見開始の審判請求が困難な人	市町村長の申立により家庭裁判所が選任した成年後見人(保佐人、補助人)が、契約行為や財産管理等を支援します。	所得状況に応じて、全部または一部負担の場合あり	詳細は、長寿介護課へお尋ねください。
家具転倒防止器具取付	次のいずれかに該当する人 ①おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯で、器具の取付けが困難な人 ②同居者がいずれも障がい者等であるおおむね65歳以上の人で、器具の取付けが困難な人 ③介護保険の要介護4～5の人 ④身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳(A判定)または精神障害者手帳(1級)の所持者	利用頻度の高い寝室、居間等の家具(洋服ダンス、和ダンス、整理ダンスおよび茶ダンスのうち4つまで)に家具を固定する器具を取り付けます。なお、器具のみの配布もできます。	なし(ただし、取付器具以外に材料が必要な場合は実費負担)	借家の場合は、所有者の同意が必要です。
訪問理容サービス	おおむね65歳以上で介護保険の要介護4～5の人で在宅の人 	自宅で理容サービス(洗髪を除く)を行う場合の出張料1回につき1,000円を助成します。1年度内に6回を限度に利用できます。	理容サービスに要する費用2,000円(ただし髻剃りは500円追加)	土・日曜、祝日、定休日には利用できません。
ねたきり高齢者等介護人手当	次のすべてに該当する高齢者を在宅で常時介護し、かつ、生計を一にして介護している人 ①65歳以上の要介護4～5で介護を受けている状態が3か月以上継続している人 ②前年の所得が200万円(年金収入の場合は320万円)以下の人 ※医療機関等に入院または入所している場合を除きます。	4月、8月および12月に前月分までを振込で支給します。 月額3,000円	なし	申請には高齢者の介護保険証、介護人の預金通帳および印鑑が必要です。

【地域包括支援センター】市の委託機関で、地域の高齢者の心身の健康と生活の向上のために、必要な支援を総合的に行う機関です。相談を幅広く受け、高齢者をサポートします。 ・知立市地域包括支援センター ☎82-8855

【在宅介護支援センター】市の委託機関で、高齢者に関する様々なサービス情報を提供しています。また、24時間体制で相談を承ります。申請の代行等も行いますので、お気軽に連絡ください。

- ・ヴィラトピア知立在宅介護支援センター ☎83-2022 (竜北中学校区)
- ・知立市在宅介護支援センター(知立老人保健施設内) ☎81-8880 (知立南中学校区)
- ・在宅介護支援センターほほえみの里 ☎85-2532 (知立中学校区・知立団地)

